

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2014-89698
(P2014-89698A)

(43) 公開日 平成26年5月15日(2014.5.15)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06Q 10/06 (2012.01)	G06Q 10/06 112	5B084
G06F 13/00 (2006.01)	G06F 13/00 510A	

審査請求 未請求 請求項の数 12 O L (全 22 頁)

(21) 出願番号	特願2013-199870 (P2013-199870)	(71) 出願人	505015554 株式会社ヒューマントラストホールディングス 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
(22) 出願日	平成25年9月26日 (2013.9.26)	(74) 代理人	100083806 弁理士 三好 秀和
(31) 優先権主張番号	特願2012-219277 (P2012-219277)	(74) 代理人	100101247 弁理士 高橋 俊一
(32) 優先日	平成24年10月1日 (2012.10.1)	(74) 代理人	100095500 弁理士 伊藤 正和
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)	(74) 代理人	100098327 弁理士 高松 俊雄

最終頁に続く

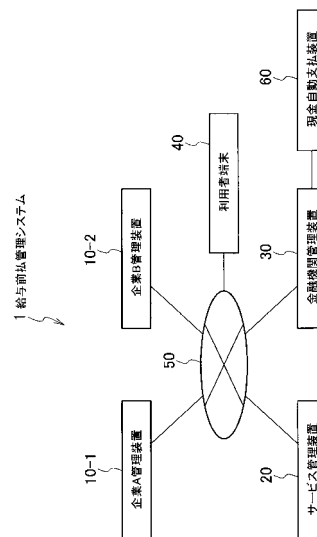
(54) 【発明の名称】 給与前払管理装置、およびこれを用いた給与前払管理システム、給与前払管理方法、並びに、現金支払管理装置、およびこれを用いた現金支払管理システム、現金支払管理方法

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】複数企業に渡って労働を提供する労働者に対して、迅速且つ確実に給与の前払い処理を行うことが可能な給与前払管理装置、およびこれを用いた給与前払管理システム、給与前払管理方法を提供する。

【解決手段】各企業から予め預託された預託資金の情報を企業ごとに管理する預託資金情報管理部と、各企業管理装置10-1、10-2から受信した、各企業で労働した労働者の勤怠情報に基づいて企業ごとおよび労働者ごとの給与の前払可能金額を算出する前払可能金額算出部と、所定企業での労働者の労働に対する所定金額の給与前払要求が入力されると、当該入力された所定金額が、当該企業の前記預託資金額内であり、且つ、当該企業および当該労働者の前記前払可能金額内であるときに、当該給与前払要求に対する払出が可能であると判定して、前記預託資金からの給与前払の払出指示を出力する払出可否判定部とを備える。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

企業で労働する労働者への給与前払いサービスを提供する会社が管理する給与前払管理装置において、

前記各企業から予め預託された預託資金の情報を、企業ごとに管理する預託資金情報管理部と、

前記各企業がそれぞれ管理する企業管理装置から、各企業で労働した労働者の勤怠情報を取得し、取得した勤怠情報に基づいて前記企業ごとおよび前記労働者ごとの給与の前払可能金額を算出する前払可能金額算出部と、

前記労働者の操作により、所定企業での前記労働者の労働に対する所定金額の給与前払要求が入力されると、当該入力された所定金額が、当該企業の預託資金額内であり、且つ、当該企業および当該労働者の前払可能金額内であるときに、当該給与前払要求に対する払出が可能であると判定して、前記預託資金からの給与前払の払出指示を出力する払出可否判定部と

を備えることを特徴とする給与前払管理装置。

【請求項 2】

前記企業ごとおよび前記労働者ごとの、前記給与前払の払出処理の実行履歴を、前払履歴情報として管理する前払履歴情報管理部をさらに有し、

前記前払可能金額算出部は、前記前払履歴情報管理部で新たな前払履歴情報が取得されると、前記前払可能金額から、前記新たな前払履歴情報で示される払出処理済みの金額を差し引いた新たな前払可能金額を算出し更新する

ことを特徴とする請求項 1 に記載の給与前払管理装置。

【請求項 3】

企業で労働する労働者への給与前払いサービスを提供する会社が管理するサービス管理装置と、前記各企業がそれぞれ管理する企業管理装置とがネットワークを介して接続された給与前払管理システムにおいて、

前記各企業管理装置は、

自企業で労働した労働者の勤怠情報を前記サービス管理装置に送信する勤怠情報処理部を有し、

前記サービス管理装置は、

前記各企業から予め預託された預託資金の情報を、企業ごとに管理する預託資金情報管理部と、

前記企業管理装置から受信した前記勤怠情報から、前記企業ごとおよび前記労働者ごとの給与の前払可能金額を算出する前払可能金額算出部と、

前記労働者の操作により、所定企業での前記労働者の労働に対する所定金額の給与前払要求が入力されると、当該入力された所定金額が、当該企業の預託資金額内であり、且つ、当該企業および当該労働者の前払可能金額内であるときに、当該給与前払要求に対する払出が可能であると判定して、前記預託資金からの給与前払の払出指示を出力する払出可否判定部と

を有することを特徴とする給与前払管理システム。

【請求項 4】

前記サービス管理装置は、

前記企業ごと、前記労働者ごと、および労働日ごとのワンタイムパスワードを発行し、対応する各企業の企業管理装置に送信するパスワード発行部をさらに有し、

前記ネットワークには、前記労働者の操作により入力された、自身の労働に関する勤怠情報およびパスワードを、前記企業管理装置に送信する利用者端末がさらに接続され、

前記各企業管理装置の勤怠情報処理部は、前記自企業で労働した労働者に関し前記利用者端末から勤怠情報およびパスワードを受信すると、受信したパスワードが前記サービス管理装置から当該労働者の当該労働日に関して送信されたワンタイムパスワードと同一であるか否かを判定し、同一であると判定したときには取得した勤怠情報を正規の情報とし

10

20

30

40

50

て承認して前記サービス管理装置に送信することを特徴とする請求項3に記載の給与前払管理システム。

【請求項5】

前記ネットワークには、前記労働者が前記給与前払要求の入力操作を行う現金自動支払装置に接続された金融機関管理装置がさらに接続され、

前記金融機関管理装置は、

前記給与前払いサービスを提供する会社が開設し、前記企業からの資金が預託される口座の入出金情報を管理する口座管理部と、

前記現金自動支払装置から入力された前記給与前払要求を前記サービス管理装置の払出可否判定部に送信し、前記給与前払の払出指示が出力されると、当該払出指示に基づいて前記現金自動支払装置に対して前記口座管理部で管理する口座の預託資金からの現金の払出処理を実行させる払出処理部と、

を備え、

前記預託資金情報管理部は、前記払出処理部で払出処理が実行されたときに、これに基づいて当該企業の預託資金の情報を更新する

ことを特徴とする請求項3または4に記載の給与前払管理システム。

【請求項6】

企業で労働する労働者への給与前払いサービスを提供する会社が管理する給与前払管理装置が、

前記各企業から予め預託された預託資金の情報を、企業ごとに管理する預託資金情報管理ステップと、

前記各企業がそれぞれ管理する企業管理装置から、各企業で労働した労働者の勤怠情報を取得し、取得した勤怠情報に基づいて前記企業ごとおよび前記労働者ごとの給与の前払可能金額を算出する前払可能金額算出ステップと、

前記労働者の操作により、所定企業での前記労働者の労働に対する所定金額の給与前払要求が入力されると、当該入力された所定金額が、当該企業の預託資金額内であり、且つ、当該企業および当該労働者の前払可能金額内であるときに、当該給与前払要求に対する払出が可能であると判定して、前記預託資金からの給与前払の払出指示を出力する払出可否判定ステップと、

を有することを特徴とする給与前払管理方法。

【請求項7】

現金支払い者から現金支払い対象者への現金支払いサービスを提供する会社が管理する現金支払管理装置において、

前記現金支払い者から、前記現金支払い対象者への現金支払いのために予め預託された預託資金の情報を管理する預託資金情報管理部と、

前記現金支払い者の操作により設定された、前記現金支払い対象者への支払い可能金額情報を取得する支払可能金額取得部と、

前記現金支払い対象者の操作により、所定金額の現金支払い要求が入力されると、当該入力された所定金額が、前記現金支払い者の預託資金額内であり、且つ、前記現金支払い対象者への支払い可能金額内であるときに、当該現金支払い要求に対する払出が可能であると判定して、前記預託資金からの現金払出指示を出力する払出可否判定部と

を備えることを特徴とする現金支払管理装置。

【請求項8】

現金支払い者から現金支払い対象者への現金支払いサービスを提供する会社が管理する現金支払管理装置において、

複数の現金支払い者から、複数の現金支払い対象者への現金支払いのために予め預託された預託資金の情報を、前記複数の現金支払い者ごとに管理する預託資金情報管理部と、

前記複数の現金支払い者それぞれの操作により設定された、前記現金支払い対象者ごとの支払い可能金額情報を取得する支払可能金額取得部と、

いずれかの前記現金支払い対象者の操作により、所定の現金支払い者に対する所定金額

10

20

30

40

50

の現金支払い要求が入力されると、当該入力された所定金額が、当該現金支払い者の預託資金額内であり、且つ、当該現金支払い者により設定された当該現金支払い対象者への支払い可能金額内であるときに、当該現金支払い要求に対する払出が可能であると判定して、当該現金支払い者により預託された預託資金からの現金払出指示を出力する払出可否判定部と

を備えることを特徴とする現金支払管理装置。

【請求項 9】

現金支払い者から現金支払い対象者への現金支払いサービスを提供する会社が管理する現金支払管理装置と、前記現金支払い対象者が前記現金支払い要求の入力操作を行う現金自動支払装置に接続された金融機関管理装置とがネットワークを介して接続された現金支払管理システムにおいて、

10

前記現金支払管理装置は、

前記現金支払い者から、前記現金支払い対象者への現金支払いのために予め預託された預託資金の情報を管理する預託資金情報管理部と、

前記現金支払い者の操作により設定された、前記現金支払い対象者への支払い可能金額情報を取得する支払可能金額取得部と、

前記現金支払い対象者の操作により、所定金額の現金支払い要求が入力されると、当該入力された所定金額が、前記現金支払い者の預託資金額内であり、且つ、前記現金支払い対象者への支払い可能金額内であるときに、当該現金支払い要求に対する払出が可能であると判定して、前記預託資金からの現金払出指示を出力する払出可否判定部と

20

を備え、

前記金融機関管理装置は、

前記現金支払いサービスを提供する会社が開設し、前記現金支払い者からの資金が預託される口座の入出金情報を管理する口座管理部と、

前記現金自動支払装置から入力された前記現金支払い要求を前記現金支払管理装置の払出可否判定部に送信し、前記現金払出指示が出力されると、当該現金払出指示に基づいて前記現金自動支払装置に対して前記口座管理部で管理する口座の預託資金からの現金の払出処理を実行させる払出処理部と、

を備えることを特徴とする現金支払管理システム。

【請求項 10】

30

現金支払い者から現金支払い対象者への現金支払いサービスを提供する会社が管理する現金支払管理装置と、前記現金支払い対象者が前記現金支払い要求の入力操作を行う現金自動支払装置に接続された金融機関管理装置とがネットワークを介して接続された現金支払管理システムにおいて、

前記現金支払管理装置は、

複数の現金支払い者から、複数の現金支払い対象者への現金支払いのために予め預託された預託資金の情報を、前記複数の現金支払い者ごとに管理する預託資金情報管理部と、

前記複数の現金支払い者それぞれの操作により設定された、前記現金支払い対象者ごとの支払い可能金額情報を取得する支払可能金額取得部と、

いずれかの前記現金支払い対象者の操作により、所定の現金支払い者に対する所定金額の現金支払い要求が入力されると、当該入力された所定金額が、当該現金支払い者の預託資金額内であり、且つ、当該現金支払い者により設定された当該現金支払い対象者への支払い可能金額内であるときに、当該現金支払い要求に対する払出が可能であると判定して、当該現金支払い者により預託された預託資金からの現金払出指示を出力する払出可否判定部と

40

を備え、

前記金融機関管理装置は、

前記現金支払いサービスを提供する会社が開設し、前記複数の現金支払い者からの資金が預託される口座の入出金情報を管理する口座管理部と、

前記現金自動支払装置から入力された前記現金支払い要求を前記現金支払管理装置の払

50

出可否判定部に送信し、前記現金払出指示が出力されると、当該現金払出指示に基づいて前記現金自動支払装置に対して前記口座管理部で管理する口座の預託資金からの現金の払出処理を実行させる払出処理部と、
を備えることを特徴とする現金支払管理システム。

【請求項 1 1】

現金支払い者から現金支払い対象者への現金支払いサービスを提供する会社が管理する現金支払管理装置が、

前記現金支払い者から、前記現金支払い対象者への現金支払いのために予め預託された預託資金の情報を管理する預託資金情報管理ステップと、

前記現金支払い者の操作により設定された、前記現金支払い対象者への支払い可能金額情報を取得する支払い可能金額取得ステップと、

前記現金支払い対象者の操作により、所定金額の現金支払い要求が入力されると、当該入力された所定金額が、前記現金支払い者の預託資金額内であり、且つ、前記現金支払い対象者への支払い可能金額内であるときに、当該現金支払い要求に対する払出が可能であると判定して、前記預託資金からの現金払出指示を出力する払出可否判定ステップと
を有することを特徴とする現金支払管理方法。

【請求項 1 2】

現金支払い者から現金支払い対象者への現金支払いサービスを提供する会社が管理する現金支払管理装置が、

複数の現金支払い者から、複数の現金支払い対象者への現金支払いのために予め預託された預託資金の情報を、前記複数の現金支払い者ごとに管理する預託資金情報管理ステップと、

前記複数の現金支払い者それぞれの操作により設定された、前記現金支払い対象者ごとの支払い可能金額情報を取得する支払い可能金額取得ステップと、

いずれかの前記現金支払い対象者の操作により、所定の現金支払い者に対する所定金額の現金支払い要求が入力されると、当該入力された所定金額が、当該現金支払い者の預託資金額内であり、且つ、当該現金支払い者により設定された当該現金支払い対象者への支払い可能金額内であるときに、当該現金支払い要求に対する払出が可能であると判定して、当該現金支払い者により預託された預託資金からの現金払出指示を出力する払出可否判定ステップと

を有することを特徴とする現金支払管理方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、労働者に対して給与の前払（「貸付けによる前払い」の場合も含む。以下同じ）サービスや現金支払いサービスを提供するための給与前払管理装置、およびこれを用いた給与前払管理システム、給与前払管理方法、並びに、現金支払管理装置、およびこれを用いた現金支払管理システム、現金支払管理方法に関する。

【背景技術】

【0002】

通常、企業から各従業員への給与の支払いは、企業が各従業員の月額給与をそれぞれ計算して銀行に振り込みを依頼し、これに基づいて銀行のコンピュータシステムから特定の給与日に各従業員の口座に所定金額が振り込まれることで行われている。

【0003】

近年は派遣労働者をはじめとして、アルバイト、契約社員、パート社員など労働形態が多様化するとともに、生活様式や価値観も多様化し、定められた給料日を待たずして就業後直ちに給与の支払を受ける、給与の前払い需要が増加してきた。

【0004】

これに鑑み、予め雇用者と労働者との間で一定事項の合意の下、給与前払いサービスを提供する会社のカード会員になる事で、給与前払いを提携ATMから受け取ることを可能

10

20

30

40

50

としたシステムがある。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献1】特開2010-61341号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

短期就業を希望する労働者は、1人が1ヶ月中に複数の企業で労働する場合があります、そのような場合にも労働者が迅速且つ確実に所望の企業から給与の前払いを受け取るシステムの構築が望まれていた。

10

【0007】

よって本発明の目的は、複数企業に渡って労働を提供する労働者等の現金支払い対象者に対して、迅速且つ確実に給与の前払い処理等の現金支払い処理を行うことが可能な給与前払管理装置、およびこれを用いた給与前払管理システム、給与前払管理方法、並びに、現金支払管理装置、およびこれを用いた現金支払管理システム、現金支払管理方法を提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0008】

上記目的を達成するための本発明の給与前払管理装置は、企業で労働する労働者への給与前払いサービスを提供する会社が管理する給与前払管理装置において、前記各企業から予め預託された預託資金の情報を、企業ごとに管理する預託資金情報管理部と、前記各企業がそれぞれ管理する企業管理装置から、各企業で労働した労働者の勤怠情報を取得し、取得した勤怠情報に基づいて前記企業ごとおよび前記労働者ごとの給与の前払可能金額を算出する前払可能金額算出部と、前記労働者の操作により、所定企業での前記労働者の労働に対する所定金額の給与前払要求が入力されると、当該入力された所定金額が、当該企業の前記預託資金額内であり、且つ、当該企業および当該労働者の前記前払可能金額内であるときに、当該給与前払要求に対する払出が可能であると判定して、前記預託資金からの給与前払の払出指示を出力する払出可否判定部とを備えることを特徴とする。

20

【0009】

また本発明の給与前払管理システムは、企業で労働する労働者への給与前払いサービスを提供する会社が管理するサービス管理装置と、前記各企業がそれぞれ管理する企業管理装置とがネットワークを介して接続された給与前払管理システムにおいて、前記各企業管理装置は、自企業で労働した労働者の勤怠情報を前記サービス管理装置に送信する勤怠情報処理部を有し、前記サービス管理装置は、前記各企業から予め預託された預託資金の情報を、企業ごとに管理する預託資金情報管理部と、前記企業管理装置から受信した前記勤怠情報から、前記企業ごとおよび前記労働者ごとの給与の前払可能金額を算出する前払可能金額算出部と、前記労働者の操作により、所定企業での前記労働者の労働に対する所定金額の給与前払要求が入力されると、当該入力された所定金額が、当該企業の前記預託資金額内であり、且つ、当該企業および当該労働者の前記前払可能金額内であるときに、当該給与前払要求に対する払出が可能であると判定して、前記預託資金からの給与前払の払出指示を出力する払出可否判定部とを有することを特徴とする。

30

40

【0010】

また本発明の給与前払管理方法は、企業で労働する労働者への給与前払いサービスを提供する会社が管理する給与前払管理装置が、前記各企業から予め預託された預託資金の情報を、企業ごとに管理する預託資金情報管理ステップと、前記各企業がそれぞれ管理する企業管理装置から、各企業で労働した労働者の勤怠情報を取得し、取得した勤怠情報に基づいて前記企業ごとおよび前記労働者ごとの給与の前払可能金額を算出する前払可能金額算出ステップと、前記労働者の操作により、所定企業での前記労働者の労働に対する所定金額の給与前払要求が入力されると、当該入力された所定金額が、当該企業の前記預託資

50

金額内であり、且つ、当該企業および当該労働者の前記前払可能金額内であるときに、当該給与前払要求に対する払出が可能であると判定して、前記預託資金からの給与前払の払出指示を出力する払出可否判定ステップとを有することを特徴とする。

【0011】

また本発明の現金支払管理装置は、現金支払い者から現金支払い対象者への現金支払いサービスを提供する会社が管理する現金支払管理装置において、前記現金支払い者から、前記現金支払い対象者への現金支払いのために予め預託された預託資金の情報を管理する預託資金情報管理部と、前記現金支払い者の操作により設定された、前記現金支払い対象者への支払い可能金額情報を取得する支払可能金額取得部と、前記現金支払い対象者の操作により、所定金額の現金支払い要求が入力されると、当該入力された所定金額が、前記現金支払い者の預託資金額内であり、且つ、前記現金支払い対象者への支払い可能金額内であるときに、当該現金支払い要求に対する払出が可能であると判定して、前記預託資金からの現金払出指示を出力する払出可否判定部とを備えることを特徴とする。

10

【0012】

また本発明の現金支払管理システムは、現金支払い者から現金支払い対象者への現金支払いサービスを提供する会社が管理する現金支払管理装置と、前記現金支払い対象者が前記現金支払い要求の入力操作を行う現金自動支払装置に接続された金融機関管理装置とがネットワークを介して接続された現金支払管理システムにおいて、前記現金支払管理装置は、前記現金支払い者から、前記現金支払い対象者への現金支払いのために予め預託された預託資金の情報を管理する預託資金情報管理部と、前記現金支払い者の操作により設定された、前記現金支払い対象者への支払い可能金額情報を取得する支払可能金額取得部と、前記現金支払い対象者の操作により、所定金額の現金支払い要求が入力されると、当該入力された所定金額が、前記現金支払い者の預託資金額内であり、且つ、前記現金支払い対象者への支払い可能金額内であるときに、当該現金支払い要求に対する払出が可能であると判定して、前記預託資金からの現金払出指示を出力する払出可否判定部とを備え、前記金融機関管理装置は、前記現金支払いサービスを提供する会社が開設し、前記現金支払い者からの資金が預託される口座の入出金情報を管理する口座管理部と、前記現金自動支払装置から入力された前記現金支払い要求を前記現金支払管理装置の払出可否判定部に送信し、前記現金払出指示が出力されると、当該現金払出指示に基づいて前記現金自動支払装置に対して前記口座管理部で管理する口座の預託資金からの現金の払出処理を実行させる払出処理部とを備えることを特徴とする。

20

30

【0013】

また本発明の現金支払管理方法は、現金支払い者から現金支払い対象者への現金支払いサービスを提供する会社が管理する現金支払管理装置が、前記現金支払い者から、前記現金支払い対象者への現金支払いのために予め預託された預託資金の情報を管理する預託資金情報管理ステップと、前記現金支払い者の操作により設定された、前記現金支払い対象者への支払い可能金額情報を取得する支払い可能金額取得ステップと、前記現金支払い対象者の操作により、所定金額の現金支払い要求が入力されると、当該入力された所定金額が、前記現金支払い者の預託資金額内であり、且つ、前記現金支払い対象者への支払い可能金額内であるときに、当該現金支払い要求に対する払出が可能であると判定して、前記預託資金からの現金払出指示を出力する払出可否判定ステップとを有することを特徴とする。

40

【発明の効果】

【0014】

よって本発明の給与前払管理装置、およびこれを用いた給与前払管理システム、給与前払管理方法、並びに、現金支払管理装置、およびこれを用いた現金支払管理システム、現金支払管理方法によれば、複数企業に渡って労働を提供する労働者等の現金支払い対象者に対して、迅速且つ確実に給与の前払い処理等の現金支払い処理を行うことができる。

【図面の簡単な説明】

【0015】

50

【図 1】本発明の第 1 実施形態による給与前払管理システムの構成を示す全体図である。

【図 2】本発明の第 1 実施形態による給与前払管理システムの構成を示すブロック図である。

【図 3】本発明の第 1 実施形態による給与前払管理システムを稼動するにあたり契約手続きとして実行される処理を示すシーケンス図である。

【図 4】本発明の第 1 実施形態による給与前払管理システムにおいて、利用者端末に表示された給与前払利用申請画面の一例を示す画面構成図である。

【図 5】本発明の第 1 実施形態による給与前払管理システムにおいて、利用者が勤怠情報を登録するときの処理を示すシーケンス図である。

【図 6】本発明の第 1 実施形態による給与前払管理システムにおいて、利用者が給与の前払を受けるときの処理を示すシーケンス図である。

10

【図 7】本発明の第 2 実施形態による現金支払管理システムの構成を示す全体図である。

【図 8】本発明の第 2 実施形態による現金支払管理システムの構成を示すブロック図である。

【図 9】本発明の第 2 実施形態による現金支払管理システムにおいて、利用者が現金支払いを受けるときの処理を示すシーケンス図である。

【発明を実施するための形態】

【0016】

《第 1 実施形態》

本発明の第 1 実施形態として、複数の企業で労働サービスを提供する労働者が、前払いサービスにより所望の企業から給与前払いを受けるための給与前払管理システムについて説明する。本実施形態において各企業は労働者に月次で特定日に給与を支払う。また給与前払いサービスを提供する会社は、当該特定日以前に労働者の要求に応じて給与を支払う給与前払サービスを提供する。当該給与前払サービスを利用するにあたり、給与前払いサービスを提供する会社（以下、「サービス提供会社」とする。）は所定の金融機関に口座を開設し、各企業は当該口座に予め資金を預託しておくものとする。

20

【0017】

第 1 実施形態による給与前払管理システムの構成

本実施形態による給与前払管理システム 1 は、図 1 に示すように、企業 A が管理する企業 A 管理装置 10 - 1 と、企業 B が管理する企業 B 管理装置 10 - 2 と、サービス提供会社 C が管理する給与前払管理装置としてのサービス管理装置 20 と、金融機関 D が管理する金融機関管理装置 30 と、労働者（給与前払サービスの利用者。以下、「利用者」とする。）である利用者 X が使用する利用者端末 40 とが、ネットワーク 50 を介して接続されている。また、金融機関管理装置 30 には、当該金融機関 D が管理する現金自動支払装置（ATM 装置）60 が接続されている。

30

【0018】

各装置が有する機能の詳細について、図 2 のブロック図を参照して説明する。

【0019】

企業 A 管理装置 10 - 1 および企業 B 管理装置 10 - 2 はそれぞれ、預託依頼処理部 11 - 1、11 - 2 と、パスワード管理部 12 - 1、12 - 2 と、勤怠情報処理部 13 - 1、13 - 2 とを有する。

40

【0020】

預託依頼処理部 11 - 1、11 - 2 はそれぞれ、自社で労働した利用者が給与の前払サービスを利用可能とするために、各企業の管理者の操作により、予めサービス提供会社 C が開設した金融機関 D の口座に所定金額を送金する預託依頼処理を行う。

【0021】

パスワード管理部 12 - 1、12 - 2 はそれぞれ、後述するサービス管理装置 20 から送信される各利用者の労働日ごとのワンタイムパスワードを受信し、出力する。

【0022】

勤怠情報処理部 13 - 1、13 - 2 はそれぞれ、自社で労働した利用者の勤怠情報をサ

50

ービス管理装置 20 から取得して Web 画面情報として利用者端末に提供するとともに、利用者の操作により利用者端末 40 から新たな勤怠情報がパスワードとともに入力されると、当該パスワードをパスワード管理部 12 - 1、12 - 2 で受信したワンタイムパスワードとを照合することにより当該新たな勤怠情報の承認処理を行う。そして、承認処理により当該新たな勤怠情報が正規の情報であると判断したときに、サービス管理装置 20 に送信する。

【0023】

サービス管理装置 20 は、利用者情報管理部 21 と、預託資金情報管理部 22 と、パスワード発行部 23 と、勤怠情報管理部 24 と、前払履歴情報管理部 25 と、前払可能金額算出部 26 と、払出可否判定部 27 と、月次給与算出部 28 とを有する。

10

【0024】

利用者情報管理部 21 は、サービス提供会社 C のカード会員として登録された利用者ごとの、識別情報、氏名、就業した企業のコード、前払サービスを利用するために利用者ごとに予め発行された ATM カード（会員カード）のカード番号等を管理する。

【0025】

預託資金情報管理部 22 は、サービス提供会社 C の口座について、金融機関管理装置 30 から通知される入出金情報に基づいて、企業ごとに預託資金情報を管理する。

【0026】

パスワード発行部 23 は、登録している各利用者の、企業ごとおよび労働日ごとのワンタイムパスワードを発行し、対応する企業の管理装置に送信する。

20

【0027】

勤怠情報管理部 24 は、各企業の管理装置 10 - 1、10 - 2 から送信された各利用者の勤怠情報を取得し、企業ごとおよび利用者ごとに管理する。

【0028】

前払履歴情報管理部 25 は、企業ごとおよび利用者ごとの、給与前払に関する払出処理の実行履歴を、前払履歴情報として管理する。

【0029】

前払可能金額算出部 26 は、勤怠情報管理部 24 で管理されている勤怠管理情報と、前払履歴情報管理部 25 で管理されている前払履歴情報とに基づいて、企業ごとおよび利用者ごとの前払可能金額を算出する。

30

【0030】

払出可否判定部 27 は、金融機関管理装置 30 から払出に関する照会要求を受信すると、預託資金情報管理部 22 に記憶された預託資金情報と、前払可能金額算出部 26 で算出された前払可能金額とに基づいて、当該照会要求に関する払出処理が可能であるか否かを判定し、判定の結果を金融機関管理装置 30 に送信する。

【0031】

月次給与算出部 28 は、勤怠情報管理部 24 で管理されている情報、および前払履歴情報管理部 25 で管理されている情報に基づいて、企業ごとおよび利用者ごとの月次給与額を算出する。

【0032】

金融機関管理装置 30 は、口座管理部 31 と、払出処理部 32 とを有する。

40

【0033】

口座管理部 31 は、サービス提供会社 C の口座に関し、各企業からの預託依頼処理により発生した入金処理や、利用者 X の給与前払サービスの利用により発生した払出処理の情報をサービス提供会社 C に通知する。

【0034】

払出処理部 32 は、現金自動支払装置 60 から給与前払要求が送信されると、当該給与前払要求に対する払出が可能であるか否かをサービス管理装置 20 に照会し、サービス管理装置 20 から払出が可能であることが通知されたときは現金自動支払装置 60 に対して口座管理部 31 で管理する口座からの払出処理を実行させる。また、払出処理が不可能で

50

あることが通知されたときは、現金自動支払装置 60 に対しその旨を通知する情報を出力させる。

【0035】

利用者端末 40 は、利用者 X に関する勤怠管理情報をサービス管理装置 20 から取得して Web 画面情報として出力するとともに、利用者 X の操作により、自身の労働に関する新たな勤怠情報およびパスワードが入力されるとこれらの入力情報をサービス管理装置 20 に送信する。

【0036】

現金自動支払装置 60 は、利用者 X の操作により ATM カードが利用されて所定企業での利用者 X の労働に対する所定金額についての給与前払要求が入力されると、当該給与前払要求を金融機関管理装置 30 に送信する。また、入力した給与前払要求に対し金融機関管理装置 30 から払出処理の実行指示が送信されると、これに従い現金の払出を行う。

10

【0037】

第 1 実施形態による給与前払管理システムの動作

本実施形態による給与前払管理システム 1 を稼動するにあたり、企業 A、企業 B と、サービス提供会社 C と、金融機関 D と、利用者 X との間で契約手続きとして実行される処理について、図 3 のシーケンス図を参照して説明する。

【0038】

本実施形態において、当該給与前払管理システム 1 を利用する企業 A および企業 B は、自社で労働する労働者（利用者 X）の労働に対する給与前払い業務をサービス提供会社 C に委託する（S1、S2）。

20

【0039】

サービス提供会社 C は、当該給与前払管理システム 1 で利用するための前払決済専用口座を金融機関 D に申込み、開設する（S3、S4）。

【0040】

一方、当該給与前払管理システム 1 の給与前払サービスを利用する利用者 X は、サービス提供会社 C に対し、給与前払サービスを利用するカード会員となるための申し込み手続きを行う（S5）。

【0041】

サービス提供会社 C は、利用者 X が金融機関 D から給与の前払を受け取るための ATM カードの発行を行う（S6）。当該 ATM カードには、ATM カードを識別するカード番号、利用者 X の識別情報、氏名、企業 A の識別情報等が保持されている。ATM カードの発行時に生成されたカード番号は、利用者 X の情報として利用者情報管理部 21 に記憶される。

30

【0042】

また企業 A は、当該給与前払サービスを利用するための資金をサービス提供会社 C の口座に送金することで預託する（S7）。

【0043】

企業 A が資金を預託する際はまず、企業 A の担当者の操作により企業 A 管理装置 10 - 1 の預託依頼処理部 11 - 1 からサービス管理装置 20 にアクセスされ、取得された給与前払利用申請画面が表示される。そして、表示された給与前払利用申請画面において、当該給与前払管理システム 1 の利用者（企業 A の労働者）による自社での労働予定情報が入力される。労働予定情報が入力された給与前払申請画面の一例を、図 4 に示す。

40

【0044】

図 4 の画面では、利用日（労働予定日）「2012/08/11」の利用人数（労働人数）「12人」と、各人の日給「12,000円」とが入力されており、当該日の給与の総計の中の前払可能な所定割合（本実施形態においては80%）にあたる「115,200円」が、必要な前払資金として算出されて表示されている。また、利用日（労働予定日）「2012/08/12」の利用人数（労働人数）「10人」と、各人の日給「10,000円」とが入力されており、当該日の給与の総計の中の前払可能な所定割合にあたる「80,00円」が、必要な前払資金として算出され

50

て表示されている。

【0045】

そして、これらの2件の入力情報に関し、必要な前払資金の合計金額(1)として算出された「195,200円」、既に企業Aが預託した資金残高(2)「100,000円」、および、必要な前払資金の合計金額から既に預託した資金残高が差し引かれて算出された、入金すべき必要資金額〔(1)-(2)〕「95,200円」が表示されている。

【0046】

このように入力、表示された情報はサービス管理装置20の預託資金情報管理部22に送信され、当該給与前払利用申請画面に基づいて入金すべき必要資金額「95,200円」を企業Aに請求するための前払資金請求書情報が生成される。生成された前払資金請求書情報は企業A管理装置10-1に送信されて出力され、企業Aの管理者により確認される。

10

【0047】

そして、企業Aの管理者が前払資金請求書で確認した入金すべき必要資金額「95,200円」を、ステップS4で開設されたサービス提供会社Cの前払決済専用口座に送金することにより、資金預託処理が完了する。

【0048】

同様にして、企業Bも当該給与前払管理システム1を利用するための資金を前払決済専用口座に送金することにより、サービス提供会社Cに預託する(S9)。

【0049】

企業A、企業Bから前払決済専用口座に入金された資金に関する情報は、金融機関管理装置30からサービス管理装置20に送信されることでサービス提供会社Cに通知され(S8、S10)、預託資金情報管理部22に企業ごとの預託資金情報として記憶される。

20

【0050】

以上のステップS1~S10の処理により、給与前払管理システム1の稼働前の契約手続きが完了する。これらの手続きにより、利用者Xは各企業A、Bで預託された資金内で、給与前払サービスを利用することができるようになる。

【0051】

次に、利用者Xが企業Aおよび企業Bに労働者としてそれぞれの企業で労働サービスを提供した後に、勤怠情報を登録するときの処理について図5のシーケンス図を参照して説明する。

30

【0052】

サービス提供会社Cのサービス管理装置20では、企業Aに対し、企業Aで労働予定の利用者ごとおよび労働日ごとのワンタイムパスワードがパスワード発行部23で発行され、企業A管理装置10-1に送信される(S11)。

【0053】

企業A管理装置10-1では、受信されたワンタイムパスワードがパスワード管理部12-1で受信されて出力され、管理者により確認される。企業Aの管理者は、利用者Xの退社時に、S11で確認した利用者Xの当該日のワンタイムパスワードを口頭、掲示等により利用者Xに通知する(S12)。

【0054】

40

利用者Xは、利用者端末40を操作して企業A管理装置10-1にアクセスし、勤怠情報処理部13-1に管理されている利用者Xの勤怠情報をWeb画面情報として利用者端末40に出力させる。そして当該Web画面情報を利用して、当該日の新たな勤怠情報および通知されたワンタイムパスワードを入力する(S13)。

【0055】

Web画面から入力された利用者Xの新たな勤怠情報およびワンタイムパスワードは企業A管理装置10-1に送信され、勤怠情報処理部13-1において、ステップS12で出力されたワンタイムパスワードとステップS13での入力により受信されたワンタイムパスワードとが照合され、自動承認処理が行われる。

【0056】

50

自動承認処理により、パスワードが同一であると判定されると、入力された勤怠情報が当該利用者 X の正規の情報として自動承認されサービス管理装置 20 に送信される (S 1 4)。

【 0 0 5 7 】

サービス管理装置 20 では、勤怠情報管理部 24 で利用者 X の勤怠情報が受信され、企業ごとおよび利用者ごとに記憶される (S 1 5)。

【 0 0 5 8 】

サービス管理装置 20 で新たな勤怠情報が受信されると、前払可能金額算出部 26 において、更新された勤怠情報管理部 24 の勤怠管理情報に基づいて、当該日の企業 A における利用者 X の労働に対する前払可能金額が算出される。ここでは、当該日の前払可能金額は日給の所定割合 (本実施形態においては 80%) として算出される。

10

【 0 0 5 9 】

算出された当該日の前払可能金額は、当該日以前に企業 A における利用者 X の労働に対して既に算出されている前払可能金額に加算され、前払可能金額累計として算出され記憶される (S 1 6)。

【 0 0 6 0 】

同様にして、サービス提供会社 C のサービス管理装置 20 から企業 B に対しても企業 B で労働予定の利用者ごとおよび労働日ごとのワンタイムパスワードが発行され、このワンタイムパスワードが利用されて企業 B 管理装置 10 - 2 において利用者 X の勤怠情報の自動承認が行われ、サービス管理装置 20 で受信され管理される (S 1 7 ~ S 2 1)。そして新たな勤怠情報から算出された前払可能金額に基づいて、企業 B における利用者 X の労働に対する前払可能金額累計が算出され記憶される (S 2 2)。

20

【 0 0 6 1 】

次に利用者 X が、月次の給与日より前に、既に労働した分の給与の範囲内で給与前払を受ける場合の処理について図 6 のシーケンス図を参照して説明する。

【 0 0 6 2 】

まず、利用者 X の操作により利用者端末 40 からサービス管理装置 20 にアクセスされ、前払可能金額算出部 26 で算出された、自身の労働に対する各企業の前払可能金額累計が取得され出力される。

【 0 0 6 3 】

利用者 X は当該月中に企業 A および企業 B に派遣されて労働しており、企業 A における労働に対する前払可能金額累計と、企業 B における労働に対する前払可能金額累計とが取得され利用者端末 40 に出力される (S 3 1)。

30

【 0 0 6 4 】

出力された各企業の前払可能金額累計を参照して、利用者 X はどの企業の労働分から給与前払を受けるかを利用者端末 40 で選択操作する。操作された内容は、利用者端末 40 からサービス管理装置 20 に送信される (S 3 2)。ここでは企業 A が選択されたものとする。

【 0 0 6 5 】

サービス管理装置 20 では、利用者 X の給与前払元の企業が「企業 A」であることを示す情報が受信され、払出可否判定部 27 で記憶される (S 3 3)。

40

【 0 0 6 6 】

その後、利用者 X の操作により金融機関 D の現金自動支払装置 60 に自身が所有する A T M カードが挿入され、カードからカード番号、利用者 X の識別情報等が取得されるとともに利用者 X の操作により給与前払要求金額が入力されると、これらの情報が給与前払要求として金融機関管理装置 30 に送信される (S 3 4)。

【 0 0 6 7 】

金融機関管理装置 30 の払出処理部 32 では、利用者 X の給与前払要求を受信すると、サービス管理装置 20 に、当該給与前払要求に対する払出が可能か否かを照会するための照会要求が送信される (S 3 5)。

50

【 0 0 6 8 】

サービス管理装置 2 0 では、照会要求が受信されると払出可否判定部 2 7 においてステップ S 3 3 で記憶した情報に基づいて利用者 X の給与前払元が企業 A であることが認識され、預託資金情報管理部 2 2 に記憶された企業 A の預託資金情報と、前払可能金額算出部 2 6 で算出された企業 A における利用者 X の労働に対する前払可能金額累計とから、当該照会要求に関する払出が可能であるか否かが判定される。

【 0 0 6 9 】

ここでは、当該給与前払要求で入力された給与前払要求金額が、企業 A の預託資金情報の金額内であり、且つ、企業 A における利用者 X の労働に対する前払可能金額累計内であるときに払出が可能であると判定される。一方、給与前払要求金額が、預託資金情報の金額、前払可能金額累計の少なくともいずれかを超えるときには払出が不可であると判定される。

10

【 0 0 7 0 】

判定の結果は、サービス管理装置 2 0 から金融機関管理装置 3 0 に出力される (S 3 6) 。

【 0 0 7 1 】

金融機関管理装置 3 0 では、サービス管理装置 2 0 から当該給与前払要求に対する払出が可能である旨の判定結果が受信されたときには、現金自動支払装置 6 0 に対して口座管理部 3 1 で管理する口座からの払出処理を実行させる (S 3 7) 。

20

【 0 0 7 2 】

現金自動支払装置 6 0 では、金融機関管理装置 3 0 から払出処理の実行指示が受信されると、これに従い当該給与前払要求に対する現金の払出が行われ (S 3 8) 、利用者 X が給与前払を受け取ることができる。

【 0 0 7 3 】

ここで、サービス管理装置 2 0 から当該給与前払要求に対する払出が不可である旨の判定結果が金融機関管理装置 3 0 で受信されたときには、現金自動支払い装置 6 0 に対してその旨を示すメッセージ情報が送信され出力される。

【 0 0 7 4 】

金融機関管理装置 3 0 で払出処理の実行指示が行われると、金融機関管理装置 3 0 からサービス管理装置 2 0 に対し当該払出処理の実行が通知され (S 3 9) て前払履歴情報管理部 2 5 に新たな前払履歴情報として蓄積される。また前払可能金額算出部 2 6 において、ステップ S 1 6 で算出された前払可能金額累計から、ステップ S 3 9 で通知された払出処理済みの金額が差し引かれた新たな前払可能金額が算出され、企業 A の利用者 X に関する前払可能金額累計が更新される。さらに預託資金情報管理部 2 2 において、当該企業 A の預託資金情報から払出処理済みの金額が差し引かれた新たな企業 A の預託資金情報が生成され、更新される。

30

【 0 0 7 5 】

(S 4 0) 。

【 0 0 7 6 】

以降、月次の給与日より前に再度利用者 X から給与前払要求操作が行われたときには、新たな前払可能金額および新たな預託資金情報に基づいて給与前払要求に対する払出の可否が判定される。

40

【 0 0 7 7 】

そして利用者 X に対し月次の給与が支払われる際は、月次給与算出部 2 8 において前払履歴情報が参照され、前回の月次の給与からの間に既に前払された金額が集計され、この集計額が控除された給与が算出されて支払われる。前払の集計結果は、サービス提供会社 C から利用者 X に通知される。また、月次の給与の支払処理が行われると、前払履歴情報管理部 2 5 の前払履歴情報は初期化される。

【 0 0 7 8 】

また上記実施形態において、利用者 X が現金自動支払装置 6 0 で前払を受け取る都度、

50

予め設定された現金自動支払装置60の利用料金(ATM利用料金)が払い出された前払金額に加算され、前払履歴情報として記憶される。

【0079】

以上の本実施形態によれば、給与前払いサービスを提供する会社のカード会員となった労働者は、複数の企業で労働した場合にも所望の企業での労働に対する給与の前払を簡易な操作で迅速且つ確実に受け取ることができる。

【0080】

《第2実施形態》

本発明の第2実施形態として、現金支払い対象者であるボランティアYが現金支払いサービスを利用して、特定の現金支払い者である援助機関Eからボランティア活動資金としての現金の支払いを受けるための現金支払管理システムについて説明する。本実施形態において現金支払いサービスを提供する会社(以下、「サービス提供会社」とする。)は所定の金融機関Dに口座を開設し、援助機関Eは当該口座に予め資金を預託しておくものとする。

10

【0081】

第2実施形態による現金支払管理システムの構成

本実施形態による現金支払管理システム2は援助機関EからボランティアYへの現金支払いサービスを提供するものであり、図7に示すように、援助機関Eが管理する援助機関管理装置70と、サービス提供会社Fが管理する現金支払管理装置としてのサービス管理装置90と、金融機関Dが管理する金融機関管理装置30とが、ネットワーク80を介して接続されている。また、金融機関管理装置30には、当該金融機関Dが管理する現金自動支払装置(ATM装置)60が接続されている。

20

【0082】

各装置が有する機能の詳細について、図8のブロック図を参照して説明する。

【0083】

援助機関管理装置70は、預託依頼処理部71と、支払可能金額入力部72とを有する。

【0084】

預託依頼処理部71は、ボランティアに活動資金を支払うために、援助機関Eの管理者の操作により、予めサービス提供会社Fが開設した金融機関Dの口座に所定金額を送金する預託依頼処理を行う。

30

【0085】

支払可能金額入力部72は、援助機関Eの管理者の操作により、ボランティアごとの現金支払い可能金額を入力する。

【0086】

サービス管理装置90は、ボランティア情報管理部91と、預託資金情報管理部92と、支払可能金額取得部93と、払出可否判定部94と、支払履歴情報管理部95とを有する。

【0087】

ボランティア情報管理部91は、サービス提供会社Fのカード会員として登録されたボランティアごとの、識別情報、氏名、援助機関Eを識別するコード、現金支払いサービスを利用するためにボランティアごとに予め発行されたATMカード(会員カード)のカード番号等を管理する。

40

【0088】

預託資金情報管理部92は、サービス提供会社Fの口座について、金融機関管理装置30から通知される入出金情報に基づいて、援助機関Eの預託資金情報を管理する。

【0089】

支払可能金額取得部93は、援助機関管理装置70から送信されたボランティアごとの現金支払い可能金額を取得し、保持する。

【0090】

50

払出可否判定部 9 4 は、金融機関管理装置 3 0 から払出に関する照会要求を受信すると、預託資金情報管理部 9 2 に記憶された預託資金情報と、支払可能金額取得部 9 3 に保持された現金支払い可能金額とに基づいて、当該照会要求に関する払出処理が可能であるか否かを判定し、判定の結果を金融機関管理装置 3 0 に送信する。

【 0 0 9 1 】

支払履歴情報管理部 9 5 は、ボランティアごとの、現金支払いに関する払出処理の実行履歴を、支払履歴情報として管理する。

【 0 0 9 2 】

金融機関管理装置 3 0 は、口座管理部 3 1 と、払出処理部 3 2 とを有する。

【 0 0 9 3 】

口座管理部 3 1 は、サービス提供会社 F の口座に関し、援助機関 E からの預託依頼処理により発生した入金処理や、ボランティアの現金支払サービスの利用により発生した払出処理の情報をサービス提供会社 F に通知する。

【 0 0 9 4 】

払出処理部 3 2 は、現金自動支払装置 6 0 から現金支払い要求が送信されると、当該現金支払い要求に対する払出が可能であるか否かをサービス管理装置 9 0 に照会し、サービス管理装置 9 0 から払出が可能であることが通知されたときは現金自動支払装置 6 0 に対して口座管理部 3 1 で管理する口座からの払出処理を実行させる。また、払出処理が不可能であることが通知されたときは、現金自動支払装置 6 0 に対しその旨を通知する情報を出力させる。

【 0 0 9 5 】

現金自動支払装置 6 0 は、ボランティアの操作により A T M カードが利用されて所定企業での当該ボランティアに対する所定金額についての現金支払い要求が入力されると、当該現金支払い要求を金融機関管理装置 3 0 に送信する。また、入力した現金支払い要求に対し金融機関管理装置 3 0 から払出処理の実行指示が送信されると、これに従い現金の払出を行う。

【 0 0 9 6 】

第 2 実施形態による現金支払管理システムの動作

本実施形態による現金支払管理システム 2 を稼動するにあたり、援助機関 E と、サービス提供会社 F と、金融機関 D と、ボランティア Y との間で契約手続きが実行される。

【 0 0 9 7 】

具体的には、援助機関 E は、ボランティア Y に対する活動資金である現金支払い業務をサービス提供会社 F に委託する。

【 0 0 9 8 】

また、サービス提供会社 F は、当該現金支払管理システム 2 で利用するための現金支払い決済用専用口座を金融機関 D に申し込み、開設する。

【 0 0 9 9 】

また、ボランティア Y は、サービス提供会社 F に対し、現金支払いサービスを利用するカード会員となるための申し込み手続きを行う。

【 0 1 0 0 】

またサービス管理会社 F は、ボランティア Y が金融機関 D から現金支払いを受け取るための A T M カードの発行を行う。当該 A T M カードには、A T M カードを識別するカード番号、ボランティア Y の識別情報、氏名、援助機関 E の識別情報等が保持されている。A T M カードの発行時に生成されたカード番号は、ボランティア Y の情報としてボランティア情報管理部 9 1 に記憶される。

【 0 1 0 1 】

また、援助機関 E は、当該現金支払いサービスを利用するための資金をサービス提供会社 F の口座に送金することで預託する。

【 0 1 0 2 】

以上の処理により、現金支払管理システム 2 の稼動前の契約手続きが完了する。これら

10

20

30

40

50

の手続きにより、ボランティア Y は援助機関 E から預託された資金内で、現金支払いサービスを利用することができるようになる。

【 0 1 0 3 】

次に、援助機関 E が定めた範囲内で、ボランティア Y が現金支払いを受ける場合の処理について図 6 のシーケンス図を参照して説明する。

【 0 1 0 4 】

まず援助機関 E は、援助機関管理装置 7 0 の支払い可能金額入力部 7 2 からボランティア Y に対する支払い可能金額を入力する。入力された情報は、サービス管理装置 9 0 の支払可能金額取得部 9 3 に保持される。

【 0 1 0 5 】

そして、ボランティア Y の操作により金融機関 D の現金自動支払装置 6 0 に自身が所有する A T M カードが挿入され、カードからカード番号、ボランティア Y の識別情報等が取得されるとともにボランティア Y の操作により支払い要求金額が入力されると、これらの情報が現金支払い要求として金融機関管理装置 3 0 に送信される (S 4 1) 。

【 0 1 0 6 】

金融機関管理装置 3 0 の払出処理部 3 2 では、ボランティア Y の現金支払い要求を受信すると、サービス管理装置 9 0 に、当該現金支払い要求に対する払出が可能か否かを照会するための照会要求が送信される (S 4 2) 。

【 0 1 0 7 】

サービス管理装置 9 0 では、照会要求が受信されると払出可否判定部 9 4 において、預託資金情報管理部 9 2 に記憶された援助機関 E の預託資金情報と、支払可能金額取得部 9 3 に保持された援助機関 E におけるボランティア Y に対する支払い可能金額とから、当該照会要求に関する払出が可能であるか否かが判定される。

【 0 1 0 8 】

ここでは、当該現金支払い要求で入力された現金支払い要求金額が、援助機関 E の預託資金情報の金額内であり、且つ、援助機関 E におけるボランティア Y に対する支払い可能金額内であるときに払出が可能であると判定される。一方、現金支払い要求金額が、預託資金情報の金額、支払い可能金額の少なくともいずれかを超えるときには払出が不可であると判定される。

【 0 1 0 9 】

判定の結果は、サービス管理装置 9 0 から金融機関管理装置 3 0 に出力される (S 4 3) 。

【 0 1 1 0 】

金融機関管理装置 3 0 では、サービス管理装置 9 0 から当該現金支払い要求に対する払出が可能である旨の判定結果が受信されたときには、現金自動支払装置 6 0 に対して口座管理部 3 1 で管理する口座からの払出処理を実行させる (S 4 4) 。

【 0 1 1 1 】

現金自動支払装置 6 0 では、金融機関管理装置 3 0 から払出処理の実行指示が受信されると、これに従い当該現金支払い要求に対する現金の払出が行われ (S 4 5) 、ボランティア Y が現金支払いを受け取ることができる。

【 0 1 1 2 】

ここで、サービス管理装置 9 0 から当該現金支払い要求に対する払出が不可である旨の判定結果が金融機関管理装置 3 0 で受信されたときには、現金自動支払い装置 6 0 に対してその旨を示すメッセージ情報が送信され出力される。

【 0 1 1 3 】

金融機関管理装置 3 0 で払出処理の実行指示が行われると、金融機関管理装置 3 0 からサービス管理装置 9 0 に対し当該払出処理の実行が通知され (S 4 6) て支払履歴情報管理部 9 5 に新たな支払履歴情報として蓄積される。また支払可能金額取得部 9 3 において、保持された支払可能金額から、ステップ S 4 6 で通知された払出処理済みの金額が差し引かれた新たな支払可能金額が算出され、援助機関 E のボランティア Y に関する支払可能

10

20

30

40

50

金額が更新される。さらに預託資金情報管理部 9 2 において、当該援助機関 E の預託資金情報から払出処理済みの金額が差し引かれた新たな援助機関 E の預託資金情報が生成され、更新される (S 4 7)。

【 0 1 1 4 】

以降、さらにボランティア Y から現金支払い要求操作が行われたときには、新たな支払可能金額および新たな預託資金情報に基づいて現金支払い要求に対する払出の可否が判定される。

【 0 1 1 5 】

また上記実施形態において、ボランティア Y が現金自動支払装置 6 0 で現金支払いを受け取る都度、予め設定された現金自動支払装置 6 0 の利用料金 (A T M 利用料金) が払い出された支払い金額に加算され、支払履歴情報として記憶される。

10

【 0 1 1 6 】

以上の本実施形態によれば、現金支払いサービスを提供する会社のカード会員となったボランティアは、援助機関からの活動資金を簡易な操作で迅速且つ確実に受け取ることができる。

【 0 1 1 7 】

上述した第 2 実施形態においては、現金支払い者である援助機関が、現金支払い対象者であるボランティアに、現金管理システムによる現金支払いサービスを利用してボランティア活動資金として現金を支払う場合について説明したが、他にも以下のような形態にも適用することができる。

20

【 0 1 1 8 】

例えば、現金支払い者である会社が、現金支払い対象者である労働者に、現金管理システムによる現金支払いサービスを利用して、旅費や交通費を含む経費の必要分についての現金を支払う場合に適用することができる。

【 0 1 1 9 】

また、現金支払い者である行政が、現金支払い対象者である被助成会社に、現金管理システムによる現金支払いサービスを利用して、助成金を現金で分割支払いする場合に適用することができる。

【 0 1 2 0 】

また、現金支払い者である援助機関が、現金支払い対象者である被援助者に、現金管理システムによる現金支払いサービスを利用して、援助金を現金で支払う場合に適用することができる。

30

【 0 1 2 1 】

また、現金支払い者である学校が、現金支払い対象者であるホームステイ学生に、現金管理システムによる現金支払いサービスを利用して、生活費等を現金で支払う場合に適用することができる。

【 0 1 2 2 】

また、現金支払い者である親が、現金支払い対象者である子供に、現金管理システムによる現金支払いサービスを利用して、仕送りをする場合に適用することができる。

【 0 1 2 3 】

また、現金支払い者である元請会社が、現金支払い対象者である下請会社に、現金管理システムによる現金支払いサービスを利用して、備品購入費等を使った分だけ支払う場合に適用することができる。

40

【 0 1 2 4 】

また、現金支払い者である親が、現金支払い対象者である子供に、現金管理システムによる現金支払いサービスを利用して、修学旅行の小遣いを渡す場合に適用し、子供の手持ち金額を削減させることができる。

【 0 1 2 5 】

また、現金支払い者である親が、現金支払い対象者である子供に、現金管理システムによる現金支払いサービスを利用して、就職活動費を渡す場合に適用し、渡す金額を小出し

50

にすることができる。

【0126】

また、現金支払い者である行政が、現金支払い対象者であるエコポイントの利用者に、現金管理システムによる現金支払いサービスを利用して、減税分を送金する場合に適用することができる。

【0127】

また、現金支払い者である会社が、現金支払い対象者である従業員に、現金管理システムによる現金支払いサービスを利用して、営業経費の前払いをする場合に適用し、立替金の支払いを不要にすることができる。

【0128】

また、現金支払い者である国が、現金支払い対象者である国民に、現金管理システムによる現金支払いサービスを利用して、年金の支払いや児童手当の前払いをする場合に適用し、数か月に1度の振込みを毎月分前払いすることができる。

【0129】

また、現金支払い者である会社が、現金支払い対象者である従業員に、現金管理システムによる現金支払いサービスを利用して、従業員積み立ての一部引き出し要求に対する払出をする場合に適用し、給与口座に振り込まれることを嫌う人に迅速に払出処理を行うことができる。

【0130】

また、現金支払い者である保険会社が、現金支払い対象者である代理店（個人事業主）に、現金管理システムによる現金支払いサービスを利用して、コミッションを支払う場合に適用することができる。

【0131】

これらの場合に適用することにより、現金支払い者から現金支払い対象者への現金支払い処理において、現金支払い者は金融機関の口座への預託を自己の都合に合わせた時期、回数（年1回等）で行うのみで済むため、月次の支払いを行うときのように毎月等の振り込み手数料を支払う必要がなく、費用負担を削減することができる。

【0132】

また、従来のように現金支払い対象者が開設する金融機関口座に振り込みをする場合は、振り込み後は当該資金が振込先（現金支払い対象者）の所有となり、返金が必要になった場合に処理が煩雑になるという問題がある。しかし、上記実施形態によれば、現金支払い対象者がATMで現金を引き出した時点で所有権が現金支払い者から現金支払い対象者に移るため、引き出されていない資金は現金支払い者の所有のままとなっており、現金支払い対象者、現金支払い者ともに、簡易な手続き、操作で、迅速かつ確実に必要な分のみの現金支払い処理を行うことができる。

【0133】

また、上述したような様々な適用形態を組み合わせることにより、複数の現金支払い者から複数の現金支払い対象者への現金支払サービスを提供することができる。この場合、サービス管理装置の預託資金情報管理部では、現金支払い者ごとに預託資金情報を管理し、支払い可能金額取得部では、現金支払い者ごとおよび現金支払い対象者ごとの支払い可能金額を取得して保持し、これらの情報に基づいて支払い可否判定部において支払処理が可能であるか否かが判定される。

【符号の説明】

【0134】

- 1 ... 給与前払管理システム
- 10 - 1 ... 企業A管理装置
- 10 - 2 ... 企業B管理装置
- 11 - 1、11 - 2 ... 預託依頼処理部
- 12 - 1、12 - 2 ... パスワード管理部
- 13 - 1、13 - 2 ... 勤怠情報処理部

10

20

30

40

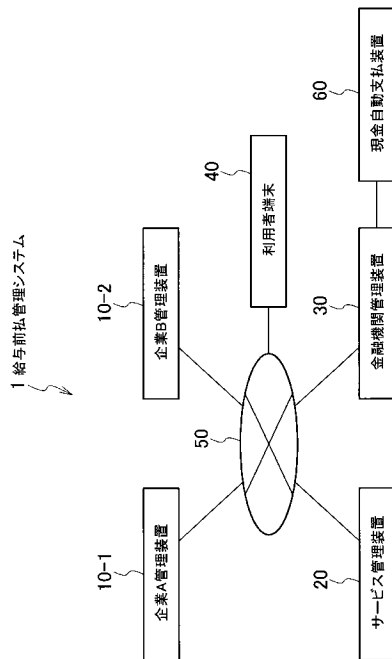
50

- 2 0 ... サービス管理装置 (給与前払管理装置)
- 2 1 ... 利用者情報管理部
- 2 2 ... 預託資金情報管理部
- 2 3 ... パスワード発行部
- 2 4 ... 勤怠情報管理部
- 2 5 ... 前払履歴情報管理部
- 2 6 ... 前払可能金額算出部
- 2 7 ... 払出可否判定部
- 2 8 ... 月次給与算出部
- 3 0 ... 金融機関管理装置
- 3 1 ... 口座管理部
- 3 2 ... 払出処理部
- 4 0 ... 利用者端末
- 5 0 ... ネットワーク
- 6 0 ... 現金自動支払装置
- 7 0 ... 援助機関管理装置
- 7 1 ... 預託依頼処理部
- 7 2 ... 支払可能金額入力部
- 8 0 ... ネットワーク
- 9 0 ... サービス管理装置
- 9 1 ... ボランティア情報管理部
- 9 2 ... 預託資金情報管理部
- 9 3 ... 支払可能金額取得部
- 9 4 ... 払出可否判定部
- 9 5 ... 支払履歴情報管理部

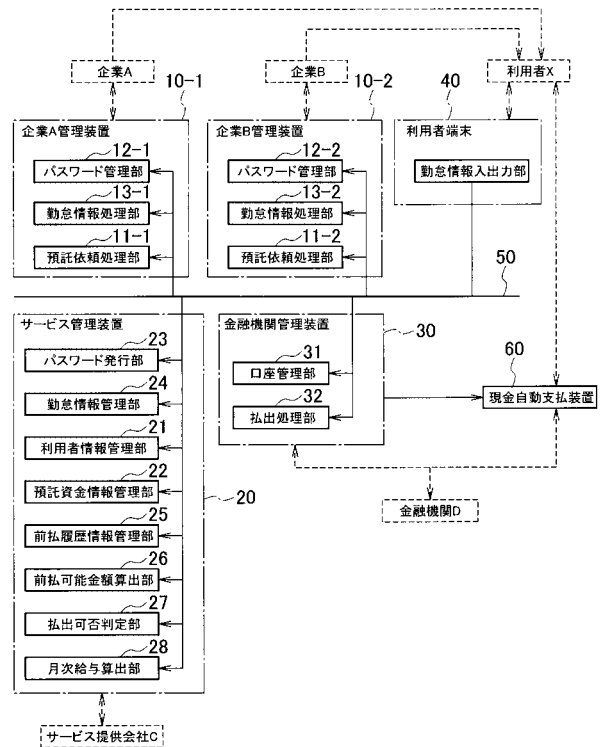
10

20

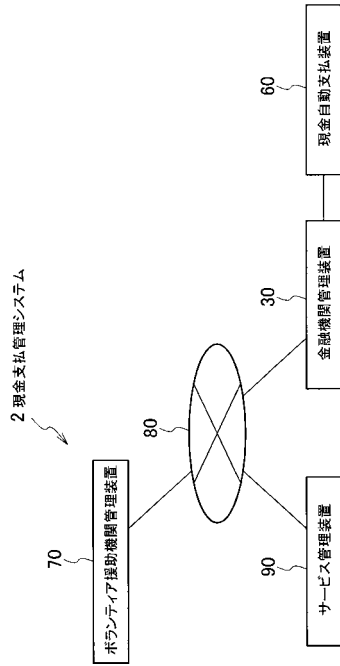
【 図 1 】



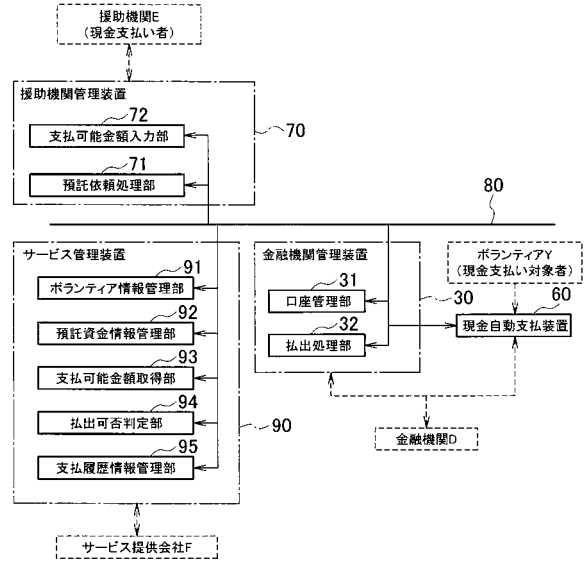
【 図 2 】



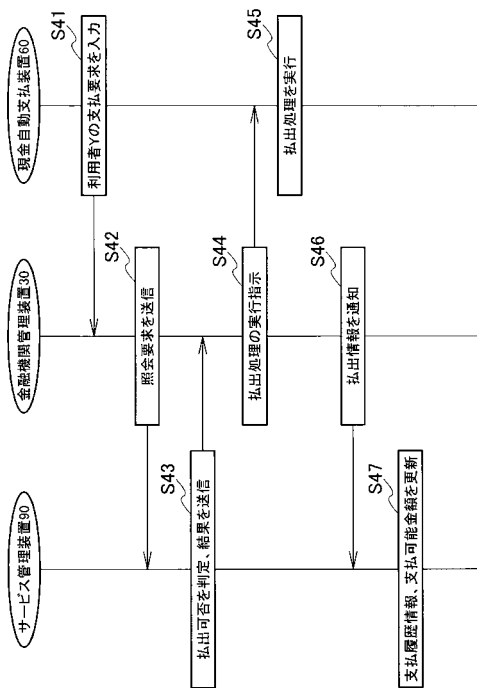
【 図 7 】



【 図 8 】



【 図 9 】



フロントページの続き

(72)発明者 阪本 昌之

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 株式会社ヒューマントラストホールディングス内

Fターム(参考) 5B084 AA01 AA27 AB04 AB36 BA01 BB02